

川崎市上下水道局現金の保管運用に関する取扱要綱

(平成14年3月28日13川水総経第193号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の6の規定及び川崎市公金の保管及び運用に関する方針（平成14年2月1日13川収第721号。以下「方針」という。）の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務（以下「業務」という。）に係る現金の保管及び運用（以下「保管運用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 業務に係る現金の保管運用は、方針第3条に規定する基本原則に基づき、これを行わなければならない。

2 業務に係る現金（資金前渡されたものを除く。次項を除き、以下「現金」という。）の保管運用は、財務課長がその方法及び相手方金融機関を定めて行う。

3 業務に係る現金（資金前渡されたものに限る。以下「前渡金」という。）の保管は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年水道局規程第8号。以下「規程」という。）第63条の規定により資金前渡を受ける者（以下「前渡金管理者」という。）が相手方金融機関を定めて行う。

(保管方法)

第3条 現金の保管は、原則として規程第7条第1項に規定する公金取扱金融機関（以下「公金取扱金融機関」という。）への決済性の預貯金により行うものとする。ただし、自己資本比率等の経営の健全度を測る指標が一定水準にある公金取扱金融機関への預貯金については、この限りではない。

2 前渡金の保管は、直ちに支払を要する場合を除いて、規程第64条第1項

の規定により確実な金融機関への決済性の預貯金により行うものとする。この場合において、前渡金管理者は、前渡金を公金取扱金融機関以外の金融機関に預貯金により保管するときは、あらかじめ財務課長と協議するものとする。

(運用方法等)

第4条 現金の運用は、財務課長が資金計画等に基づき運用額及び期間を決定し、支払準備金に支障のない限り、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 預貯金

(2) 日本国債、日本国政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及財投機関債（財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の1社以上から格付符号AA（Moody'sによる格付については格付符号Aa2）以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。）の取得

2 前項第1号の方法により現金の運用を行う場合の運用先は、公金取扱金融機関から川崎市公金取扱金融機関評価基準（平成14年3月20日13川収第846号。以下「評価基準」という。）第4条第1項の規定に基づき選定するものとする。

3 第1項第2号の方法により現金の運用を行う場合の取得先は、方針第7条の規定に基づき選定するものとする。

(預貯金の保全)

第5条 財務課長は、公金取扱金融機関等の経営状況が評価基準第5条に該当するときは、必要に応じて預貯金量の調整を行うものとする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に運用している業務に係る現金については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の際、現に保管をしている前渡金で、公金取扱金融機関以外に預貯金をしているものについては、経理課長にその旨を届けるものとする。

(要領の廃止)

4 川崎市水道局資金運用事務処理要領（平成12年8月1日12川水総経第74号）は廃止する。

附 則（平成19年3月30日18川水総経第371号）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第2005号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22川上経第1155号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日23川上経第833号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月6日5川上総財第1197号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。